

令和5年 網走市議会
文教民生委員会 会議録
令和5年2月21日(火曜日)

○日時 令和5年2月21日 午後1時15分開会

○場所 議場

○議件

1. 網走市立西小学校の燃料に係る被害届の提出について
2. 最終処分場延命化方針について
3. ごみ処理広域化の状況について
4. 斜網地区広域ごみ処理基本計画(案)に係るパブリックコメントの募集について

○出席委員(6名)

委員長	松浦敏司
副委員長	近藤憲治
委員	石垣直樹
	金兵智則
	工藤英治
	澤谷淳子

○欠席委員(0名)

○委員外議員(0名)

○傍聴議員(4名)

	小田部 照
	古田 純也
	村椿 敏章
	山田 庫司郎

○説明者

副市長	後藤利博
市民環境部長	武田浩一
市民環境部次長	田邊雄三
生活環境課長	近藤賢
生活環境課参事	田中正幸

.....

教育長	岩永雅浩
学校教育部長	田口徹
社会教育部長	吉村学
学校教育部次長	小松広典
学校教育部次長	大垣正紀
学校教育部参事	高橋善彦

○事務局職員

事務局長	林 幸一
次長	石井公晶
総務議事係	早瀬由樹

午後1時15分開会

○松浦敏司委員長 ただいまから、文教民生委員会を開会いたします。

本日の委員会ですが、所管事務調査であります。

それでは、議件1、網走市立西小学校の燃料に係る被害届の提出について説明を求めます。

○小松広典学校教育部次長 それでは資料5号を御覧願います。

網走市立西小学校の燃料に係る被害届の提出について御説明いたします。

状況でございますが、令和5年2月13日月曜日、朝6時40分、業務主事が灯油タンクの目盛りが半分程度になっていることを確認。15時30分、防犯カメラで敷地内に侵入する車両を確認。それから、令和5年2月14日の火曜日でございますけれども、午前8時、状況を網走警察署へ連絡。それから、11時、警察官が現場を確認。それから、14時30分、警察へ被害届を提出したところでございます。

被害の内容は推定でございますが、灯油196リットル、単価106円として、金額にして2万2,853円としているところでございます。

今後の対応につきましては、灯油タンクに盗難防止カバーを設置するとともに、見回りを強化するよう各校に通知したところでございます。

説明は以上です。

○松浦敏司委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○金兵智則委員 状況について御説明をいただきました。

報道などでもね、もう流れていましたので状況的には掴んでいるんですけども、何点かちょっとお伺いしたいと思いますけれども、まず今後の対応のところで市内各校の灯油タンク盗難防止カバーを設置するというふうにありましたけれども、これ設置しなきゃいけないのがどれぐらいあって、もう設置し終わっているのかどうかお伺いしたいというふう

に思います。

○小松広典学校教育部次長 学校に設置しております、灯油タンクの数量につきましては、市内の小中学校で34台ございます。盗難防止カバーにつきましては、現在発注中というところでカバーについてはまだついていないところでございます。

○金兵智則委員 わかりました。まだ状況的には対応はされていない状況なんですね。いつぐらいという何かめどみたいなものって出ているんですか。

○小松広典学校教育部次長 先週注文をかけまして、一部、明日納入が予定されているところでございます。

○金兵智則委員 であるならば、そんなに多分つけるのが難しいものでもないと思うので、来次第、一部は取りあえず、つけ始めるのだよということなのだと思えます。

あと、見回りの強化について誰がどのようにするものなんですかね。

○小松広典学校教育部次長 通常の学校の異常の点検でございますけれども、用務員などが普段の見回りの中で灯油の残量等について、見ていただくような形でお願いしたいというふうに考えております。

○金兵智則委員 わかりました。何かどこかにお願いをして夜間見回りをするとかではなくて、現状こういうことがあったときにすぐに判明できるような見回りを強化するという意味なんですね。

○小松広典学校教育部次長 そのとおりでございます。

○金兵智則委員 わかりました。

ちなみに、これ教育委員会の案件なのであれなんですけれども、灯油タンクが設置されている市の施設って教育関係だけではなくて、ほかにもあると思うんですね、副市長。多分教育委員会から市のほうに連絡が入っているんだと思うんですけれども、その中で市のほうの施設の対応というのも同じなんですかね。

○後藤利博副市長 今回の事象がありました後、公共施設、全ての施設に同じように、まず油、灯油タンク等目減りがないかという見回りと併せて、ここにも記載ございますけれども盗難防止カバーということを指示いたしました。

今のところの灯油が盗難されたようなというような事象は、報告は受けておりません。

○金兵智則委員 わかりました。この西小学校の事件を受けて、網走市の施設全てについてチェックと

対応をしていくという考え方だということまで理解させていただきました。

あとですね、ちょっとお伺いしたいんですけども、テレビのニュースでですね、防犯カメラの映像が見えたんですけども、防犯カメラの映像の取扱いって、どのようになっているんですかね。

○松浦敏司委員長 暫時休憩します。

午後1時21分休憩

午後1時22分再開

○松浦敏司委員長 再開いたします。

金兵委員の質疑に対する答弁から。

○小松広典学校教育部次長 今回の防犯カメラの映像につきましては、学校のほうで保管しているものでございます。今回、記者懇談会のほうで、この事例を報告しまして、その中で報道機関のほうから資料として提供してくださいという話があったものですから、警察と相談しまして、教育委員会で映像を報道機関に配付したという状況でございます。

○金兵智則委員 わかりました。今回の事例についてはわかりました。

防犯カメラの映像をですね、勝手に出すわけには、ないとは思うんですけども、これやっぱ防犯カメラの映像が外に出るときには、必ず教育委員会が判断される、教育委員会が管理されているという理解で間違いなかったかどうか改めてお伺いしたい。

○小松広典学校教育部次長 そのような形で、教育委員会で判断してまいりたいというふうに考えております。

○金兵智則委員 わかりました。

この状況についてなんですけれども、これは事実を明記していただいているんですけども、これって学校側と教育委員会の連絡の時間とかというのが何一つなかったんですけども、教育委員会としてはどの時点で知って、学校側とどのような相談をした結果このようになったのか、お伺いしたいというふうに思います。

○小松広典学校教育部次長 学校のほうから、教育委員会のほうに連絡が入ったのは2月13日の16時過ぎでございます。

○金兵智則委員 そうしたら、敷地内に進入する車両を防犯カメラで確認したのも、学校の判断で行い、その後、教育委員会に連絡があったということですね。

○小松広典学校教育部次長 防犯カメラで確認して

というところで、そのような内容を教育委員会では報告を受けております。

○金兵智則委員 学校側と教育委員会との連絡体制ってどうなのでしょう。これ僕、時系列を見たときに随分と時間がかかったやり取りだなと、やり取りといっても16時に一回連絡があっただけなのかもしれないですけども、だったなというふうに感じたところなんですけれども、教育委員会としてどうですか。

○小松広典学校教育部次長 学校のほうもですね、灯油のタンクの容量が半分になっているというところで、それがわかった時点で朝8時にですね、燃料の納入事業者のほうに施設の異常があったら困るものですから、その辺で漏れているということを考えてずっといろいろと調べたりとかしていたらいいですけども、15時頃にやっと納入業者のほうに来てですね、施設のほうに影響がないということがある程度見えましてので、その段階でもしかしてということで、防犯カメラの映像を確認したという流れになってということで認識しております。

○金兵智則委員 わかりました。灯油漏れの案件も視野に入れてということなのだと思うんですけども、どうなのでしょうね。理解はするところではありますけれども両方、推し進めるというのが普通なのかなとちょっと感じたものですから、多分状況的にも何か変な状況が多分あったんですね。防犯カメラを確認する理由があるから防犯カメラを確認するのであって、何か状況的に変だなと思ったところも多分あったからこそ防犯カメラを確認するんですよ。であるならば、その灯油漏れの話、それともう片方、今回は盗難ということになったのですけれども、これを並行して進めていってれば、なんかちょっと時間がかかり過ぎだなという、僕は感じがするんですけども教育委員会的にはどうなのですかね。

○小松広典学校教育部次長 技術的な設備の灯油の漏れという部分を専門的な業者さんのほうに確認をしてからというところの順番的には、その方法がいいのかなと思うんですが、ただ、業者さんがちょっと来られるのが遅かったというところで、今回時間がかかってしまったのかなというふうに考えております。

委員がおっしゃられるようにやはり並行して、そのような形で調べていくというのも、最短の時間で判断するためには必要なことと思いますので、今

回、西小学校の事例につきましては、各学校のほうに周知していますので、今後、短い時間の中でできるだけ判断できるような要素を押さえまして、早い判断に努めてまいりたいというふうに考えております。

○松浦敏司委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松浦敏司委員長 それでは、この件については、そのようにいたします。

それでは、ここで理事者入れ替えのため、暫時休憩いたします。

午後1時28分休憩

午後1時29分再開

○松浦敏司委員長 それでは再開します。

次に、議件2、最終処分場延命化方針について説明を求めます。

○田邊雄三市民環境部次長 資料1号、最終処分場延命化方針について、1ページを御覧ください。

1の(1)最終処分場の現状についてですが、最終処分場は、平成30年度から令和14年度までの15年間供用する計画で建設をしました。

しかし、最終処分場への埋立量が、計画を上回る埋立となっており、令和4年10月の測量結果からは、このペースの使用では、令和9年度までで満了になると推定しています。

大きな要因は、「埋立・粗大」が計画量より多い状況となっていること、「紙おむつ」が、計画では埋立てと見込みながらも中間処理システムの導入予定が進んでいないこと、「生ごみ残渣」が機器等の故障などにより計画していた処理ができていないという状況にあります。

このことから、令和4年度から取組を進めている生ごみ堆肥化の改善などの計画する改善策を実現し、確実に実施していくこととします。

その取組などを本書にまとめたものとなっています。

図1の埋立数量の計画と実績の推移では、埋立計画量に対する令和3年度までの実績と令和4年度については見込みの数値を記載しています。令和4年度は見込みですが、令和3年度より817トン減の6,064トン程度を見込んでいます。

生ごみ残渣は堆肥化の改善により、前年度比503トン減の842トンとなる見込みです。

また、おむつの大空町焼却での処理は166トンとなっていますが、1月から試験をしている、おむつ

の高温高圧施設に振り分けた39トンがあり、合わせて201トン程度のおむつの処理をしている状況にはあります。

2ページを御覧ください。

(2) 最終処分場の残余量測量についてです。令和4年10月の残余量測量結果では、使用割合が6万210立米の43%との結果となり、令和4年10月までの1年間と同量の埋立を続けた場合には、法で認められている軽微変更の届出をして埋立量を10%増やす対策をして、あと5年程度(令和9年度まで)で、埋立満了と推計しています。

図2は、残余量測量の推移で、1年間の埋立変化となる埋立量は、令和3年度に比べ、令和4年度は約16%減、2,755立米少ない1万4,218立米となっています。

次に、2. 対応の方向性についてですが、最終処分場延命化の対応の方向性は、次のとおりとします。

(1) 限りある貴重な空間である最終処分場を少しでも長く利用するため、最終処分量の減容・減量に取り組み、延命化を図っていきます。

(2) 最終処分場の処理に係る設備・機器の整備は、委託事業者と協議し整備方針を定め、効果的な実施となるよう進めます。

(3) (仮称)最終処分場延命化計画を策定し、進捗の把握を通じた取組を着実に進めていきます。

(4) 最終処分場という廃棄物の最終地の実態を通じて、市民・事業所など積極的な情報発信・啓発により、延命化に協力いただける機運を高めていきます。

次に、3. この方針の位置づけについてですが、今年度(令和4年度)は、最終処分場の延命化内容を検討する委託事業を実施しており、成果品となる報告書の完成は令和5年3月になることから、中間報告を基に具体的方策を含めた本方針により検討・取組を進めていきます。

令和5年4月以降は、最終的な報告書の内容による(仮称)最終処分場延命化計画を策定し、取組の推進を図っていきます。

3ページを御覧ください。

4. 延命化方策についてですが、最終処分場の延命を図るため、埋立量の減容と減量の方策は、次の項目を主なものとして取り組んでいきます。

(1) 生ごみ堆肥化の維持・向上では、年間での生ごみ堆肥化率77%の維持を目標に、向上の取組を

進めていきます。

生ごみ堆肥化率77%を年間で維持することにより、令和3年度実績で推計すると、埋立てとなる生ごみ残渣は、年間686立米の埋立容量への縮減になると推計しています。

図3は、生ごみ堆肥化率の推移で、平成30年度から令和3年度までの月平均が33%でしたが、令和4年度の先月までの月ごとの数値は記載のとおりですが、1月までの平均は71%となっています。

図4は、生ごみ残渣による埋立容積の算出の令和3年度実績で、堆肥化率54%に対する生ごみ残渣の割合と埋立容積の推計となります。年間1,345トンの生ごみ残渣は、1,372立米の埋立てとなっています。

図5は、年間堆肥化率77%の維持による同様の算出令和3年度と同量のごみの搬入量があった場合の試算で、年間673トンの生ごみ残渣となり、686立米の埋立てになると見込んでいます。

次に、(2)容積の大きいごみの減量・減容では、①の二軸破砕機導入による未破砕物の破砕処理は、最終処分場に入れる前の破砕機処理が困難なもの、軟質ビニールや灯油タンクといったプラスチックなどは、埋立粗大の平均値の4,125トンの約27%となる、年間約1,113トンもあり、直接埋立としています。

これまで、既存の破砕機では破砕処理できなかったものは破砕能力の高い二軸破砕機の導入で破砕することにより、年間924立米の埋立容積への縮減となると推計しています。

また、既存の施設の破砕機が故障等により停止した場合にも、二軸破砕機での処理が可能となり、このような事態での直接埋立の回避対策を取れるため、二軸破砕機を令和6年度より本格導入をします。

4ページ目を御覧ください。

図6は、4年間平均の破砕ごとの一年あたり埋立容積の算出と、図7は、二軸破砕機の導入による減容処理をした場合の推計の値の表となっています。その差が年間924立米の埋立容積への縮減になると推計しています。

次に、②紙おむつ減容処理による埋立容積の縮減では、斜里町の民間廃棄物処理業者の高温高圧処理機で紙おむつ全量を委託処理します。

紙おむつを高温高圧処理機で処理することにより、令和3年度実績(845トン)で推計すると、約

70%の減容化となり、年間1,893立米の埋立容積への縮減となると推計しています。

1月の試験では、おむつの重量に対して7から8%のプラスチックを処理剤的に使うことで、効率よく処理できるという結果になっています。

次に、③紙、布類の減容処理による埋立容積の縮減では、埋立てしている汚れ等でリサイクルに回せない紙類、古着などの布類を令和5年度から大空町で焼却処理し、埋立容積への縮減を図ります。

紙と布類154トン焼却することで約90%減容化し、年間459立米の埋立容積の縮減になると推計しています。

次に、(3)埋立ごみに含まれる資源物の資源化促進では、家庭系や事業系から分別・収集された埋立ごみに対する平成30年度の組成調査、ごみ質調査の結果では、排出量に対する資源物(主に紙類)・容器包装プラの混入率は、家庭系の埋立ごみで、重量割合で14.8%、事業系の埋立ごみで、重量割合43.1%となっています。

家庭系のリサイクル率は市民の分別協力もあり、令和3年度で33.1%と、北海道が目指す「一般廃棄物のリサイクル率 30%以上」を達成しています。

特に容積比率の高い容器包装プラスチック、紙類など資源物への排出時の協力により最終処分場への埋立容積への縮減が見込めるため、重点的な啓発活動をしていくことを検討しています。

5ページを御覧ください。

図8の家庭系埋立ごみの組成調査では、重量で埋立ごみに占める生ごみ、容器プラ、資源物で26.48%を占めている状況でした。

(4)即日覆土量の削減では、即日覆土は、埋立廃棄物の飛散防止と臭気対策のために埋立てのたび土砂で覆うものであり、埋立廃棄物とともに埋立量として計算されるものです。

令和3年度の廃棄物1立米当たりに対する即日覆土量は0.46立米でしたが、令和5年度以降は、本来の対策に留意しながら、即日覆土量を0.20立米に少なく(薄く)することにより、埋立量の減量を行います。

これにより、令和3年度の実績と比較して、令和5年度は3,515立米、令和6年度以降は、年間3,699立米の埋立容積への縮減となると推計しています。

図9は、令和3年度実績数値を基にした即日覆土削減効果の試算の表となっています。令和6年度からは二軸破碎機導入により、廃棄物容量の圧縮によ

る減を見込んでいます。

次に、(5)事業者への啓発と指導では、事業系ごみの埋立量は、年々増加傾向の状況です。また、

(3)のとおり、事業系ごみについても埋立ごみに混入する容器包装プラスチック、紙類など資源物の量が多い状態であり、事業者に対して排出抑制や分別の徹底についての協力依頼、啓発と違反事業者に対しての指導を重点的に実施していきます。

図10は、事業系埋立量の推移で、色つきのところが埋立・粗大の推移で、量は割合的に上がってきている状況にあります。

図11の事業系埋立ごみの組成調査では、重量で埋立ごみに占める生ごみ、容器プラ、資源物で49.57%を占めている状況にあります。

6ページを御覧ください。

(6)軽微な変更による埋立容量の増加では、「廃棄物処理法」に基づく「事前届出を要しない軽微変更」の届出を行うことにより、埋立容量の増加ができることとなっています。

「軽微変更」は構造的影響、生活環境への影響に問題がない変更が対象となっており、埋立量の変更については、10%以下の増加、最終覆土厚さは、1.0メートルで届出していますが、変更により最終覆土厚さを50センチにすることができ、その場合、最終覆土を除き2万3,900立米の埋立容量の増加ができると推計しています。

図12は、軽微変更による埋立増加量の表となっています。

次に、(7)今後のごみの広域処理による最終処分場への影響では、網走市、美幌町、斜里町、小清水町、大空町の1市4町による斜網地区廃棄物処理広域化推進協議会で進めているごみの広域処理では、令和10年度からの焼却処理を予定していることから、令和10年度からの埋立量は、現在の破碎埋立処理で埋立している可燃・不燃ごみの容積が5分の1になると推計しています。

このことから、最終処分場には、埋立量の大幅な縮減の影響が出てくると推測しています。

7ページを御覧ください。

次に、5.次期最終処分場の整備の検討では、最終処分場の残余容量の測量については、残余の埋立容量を把握する国の省令で具体的な算定方法を示している「最終処分場残余容量算定マニュアル」に基づいた測量方法を条件として、専門事業者への委託により実施をし、その結果と軽微な変更による埋立

容量の増加分を加えたものを基軸とした最終処分場の満量期間の推計により、次期最終処分場の整備を検討していきます。

次期最終処分場の設置の期間は、構想から工事完了まで6年間として、令和4年度から構想に着手していますので、令和9年度中の設置と令和10年度からの供用を計画しています。

ただし、毎年、延命化対応の効果予測により、最終処分場の満了期間の延長が見込める場合には、次期最終処分場の工事等を後に延ばすことも検討していきます。

図13は、令和10年度に供用開始とした場合のスケジュールとなっています。

次に6. 評価測定については、延命化の取組については、評価と効果が低い場合の早急な対応等をしていくため、定期的測定をしていきます。

このことから、最終処分場の残余容量測定は、これまでの年1回から年4回の測定による残余容量の把握を行いながら、延命化の取組実績・対応などを分析し、残余容量の推計に生かし、残余容量の管理をしていきます。

また、令和5年度からは、設置を予定する網走市廃棄物処理等推進審議会において進捗と取組状況への意見を聞き、進捗状況を公表するなど市民との情報共有を図りながら取組への理解と協力を頂ける対応を図っていきます。

8ページを御覧ください。

次に、延命化策の効果推計では、延命化方策による埋立量の減容と減量の効果推計をした最終処分場の埋立容量推計は、下の二つの表となります。

上の表のケース1では、数値化した取組の減容化目標達成率100%とした場合、下の表のケース2では、数値化した取組の減容化目標達成率80%とした場合の埋立容量推計表です。

埋立容量については、埋立の10%の増量、最終覆土厚の変更した軽微変更後の容量であり、処分場の全体容量は、(最終覆土を含む。)15万2,900立米となり、表中の埋立可能量の(最終覆土を除く。)14万2,900立米は、廃棄物・即日覆土の埋立可能容量として推計しています。

なお、最終覆土に関しては最終埋立完了後に、厚さ50センチ施工することとしております。

令和10年度以降は焼却処理の場合で推計をしています。計画をしている令和10年度から焼却処理の開始と延命化方策等の取組を確実に進めることによ

り、ケース1では、令和14年度、ケース2では、令和12年度まで処分場が延命できる推計です。

御説明した方策と推計値を目標に取組を進めていきたいと考えております。

説明は以上となります。

○松浦敏司委員長 ただいまの説明で質疑等ございませんか。

よろしいですか。

○金兵智則委員 すごく最終的なところを見ると、もしかすると令和14年度まで使う予定になったものがもつのではないかというところだったんですけども、前にもちょっと御説明いただいているかもしれないですけども、まず、その生ごみ堆肥化率の77%の維持、この77%の理由を改めてお伺いしたいなと思います。

○田邊雄三市民環境部次長 なぜ77%かというところですけども、これまで、低いときには30%台、その後65%というところで推移してきたわけですけども、昨年の9月に77%と初めて70%台を出しましたので、その一番高い数値を目標にして取組を進めていくということで77%という数値を設定いたしました。

○金兵智則委員 今ここでの数字を積み重ねていった結果が、一番最後のページにあるということで、理解をしたいと思うんですけども、ちなみに、この延命化策って、やっぱり費用対効果じゃないですけども、お金を余分にかけて延命させるのがいいのか、どこかで諦めて本当は新しいほうを造ったほうが実は安くなったりするということがあるなら、そういったことも考えていかなきゃいけないと思うんですけども、たしか一番最初に今使っている処分場、17億円ぐらいでたしかできていたと思うんですけども、この延命化策をしたときの費用ってどれぐらいかかるものなんですか。

○田邊雄三市民環境部次長 令和5年度の予算で今回提案しています、延命化策に係る予算につきましては、補正も含めると2億100万円ほどあります。内訳としては二軸破碎機の導入で7,000万円、おむつのヤード整備で6,545万円、おむつの委託処理で4,635万円、可燃ごみの焼却を大空で続けることで1,951万5,000円ということで、令和5年度については2億というふうになります。

これを令和9年度まで続けてまいりますので、そうすると二軸破碎機は令和5年で整備して終わりますけれども、その後、二軸破碎機は機械が来た後に

重機と人手が要りますので、その費用が1,600万円ほどかかってくると、それが続いていくということ。あと、まだ検討中ですが、破砕機の1台目が更新時期を迎えますので、それを入れたとすると、5,000万円程度と見込んでおります。

そういったことと、おむつの処理ですとか大空の焼却を令和9年度まで続けていくと大体5億9,000万円程度、この5年間でかかるという試算をしているところです。

○金兵智則委員 約6億円を延命化策に使用をして延命をさせる。前は17億円という平成30年から供用を開始してその前に造っているので、今とはちょっと多分、全然違う金額なのかもしれないですが、約3分の1の金額を使わざるを得ないというかわなければいけない状況で、やっぱりこれ延命化策を取ったほうが効果は高いのですか。

○田邊雄三市民環境部次長 現在の最終処分場の建設費が約19億円になりますけれども、近年の異常な資材の高騰などで、仮に同じものを整備すると資材等で約1.5倍ぐらい上がっているということで、単純にそれを掛けますと28億5,000万円という計算上にはなります。1年当たり割って5年分にするとうと9億5,000万円、5年分は9億5,000万ということですが、最終処分場の整備に当たっては交付金を活用して、整備をしていくということが、財政運営上基本と考えておりますので、そのためにも、延命化をして計画の近い期間で使用をしたというところで次の計画を持っていかないと、計画自体が認められない可能性もありますので、そういったところで令和6年度の地域計画を出すところに向けて、延命化を図っていききたいというふうに考えております。

○金兵智則委員 わかりました。ざっくり1.5倍、30億ぐらいもう今同じもの造るとしたら、今の段階でかかるんだよと。この先になればもっとかかってくるかもしれないので、それであれば、やっぱり延命化策にお金をかけてでもやっていたほうが効果が高いのかなということと理解をしました。

あと、最後に1点、広域処理による最終処分場への影響、6ページの(7)のところにあるんですけど、広域の協議のこれ先日ですね、網走では焼却でということで、臨時議会のほうで示されていますけれども、広域協議会のほうでも令和14年度からの焼却処理をという方向性に、これ決まったという意味なんですよ。これ予定していることからと

いうことが明記されているところを見ると。

○田邊雄三市民環境部次長 1市4町で令和10年度供用開始ということで取り組んでいくということで確認をしております。

○金兵智則委員 わかりました。

○松浦敏司委員長 ほかにございませんか。

それでは、この件についてはよろしいでしょうね。

[「はい」と呼ぶ者あり]

次に、議件3、ごみ処理広域化の状況について説明を求めます。

○田邊雄三市民環境部次長 1月26日開催の当委員会において、廃棄物中間処理施設の四つの方式の比較検討状況について御説明をさせていただきました。

当市の考えについては、さきの臨時会におきまして、市長よりこれまで取り組んでいる資源の徹底した分別を図りながら、焼却方式の中間処理施設の整備をしていくという考えを持って、引き続き令和10年度供用開始を目指す1市4町の協議会に参加していくことを表明させていただいたところです。

1市4町の協議会で、四つの方式についての検討結果について御説明をさせていただきます。

資料2号、廃棄物中間処理施設(方式)の比較表を御覧ください。

前回と同じ項目も含まれているため、今回追加した部分の項目について御説明をいたします。

比較した方式については、1の焼却方式、2のごみ固形燃料化方式、3の炭化方式、4のメタンガス・コンバインド方式(焼却施設数+メタンガス化施設)の四つです。

2ページを御覧ください。

斜網地区における採用・可能性、参考：建設費試算年間の維持管理費の試算の項目についてですが、1市4町での可燃ごみの試算では、1日の処理量58トンと試算をしております。

1の焼却方式の採用・可能性ですが①中間処理方式に関する従来方式で、直近・道東エリア内でも実績があること、標準的な機器・仕様でアフターメンテナンスなど支援・体制が期待できるなど斜網地区での採用は十分可能であると考えられます。

デメリットなど懸念事項にある、小規模施設でのエネルギー利用の課題に対しては、②の(温水、ロードヒーティング)など、主に場内での余熱利用のほか、ダイオキシン類の発生抑制や稼働時の負担軽減

減・運転コストの縮小に向けて有効な「24時間の全連続運転」の検討など、省エネや環境面に十分配慮する必要があります。

概算の建設費は92億8,000万円。年間の維持管理費は4億600万円と試算しています。

次に、2のごみ固形燃料化方式の採用・可能性ですが、①斜里町の資源化施設では、固形燃料の品質確保と供給先の問題を理由に、供用開始から4年後、2,322トンもの余剰生成物が発生しました。

塩素濃度が比較的高い生成物でも受入可能な室蘭市の製鉄所への売却と北斗市のセメント工場に処理を委託しています。

斜里町では、施設の運転管理費と生成物の運搬費用の高騰（現在も約7割～8割を町外へ輸送）並びに民間・売却価格が市場の動向や企業側に左右されることを理由に、広域での焼却処理への転換を目指す方向です。

ごみ固形燃料化方式は、生成物中の塩素濃度を安定して抑制することが難しいため、斜網地区での導入は困難であると考えます。

次に、3の炭化方式の採用・可能性ですが、道内唯一の事例である名寄組合の炭化センターの廃止といった事例のほか、斜網地区においては、3R交付金以外の交付金事業の活用を検討する必要があるなど、炭化方式の採用は困難であると考えます。

また、名寄組合の炭化センターにおける炭化物は、最終処分場の覆土材や融雪剤と利用が限られており、高効率の熱源として工場での利用を推進するには高い発熱量となるよう、炭化物の品質向上並びに十分な受入先の確保など課題が多いものであると考えます。

このため、斜網地区での導入は困難であると考えます。

次に、4のメタンガス・コンバインド方式（焼却施設とメタンガス化施設）の採用の可能性ですが、デメリットなど懸念事項にある焼却・メタンガス化と主に二つのプラントのほか、排水処理設備が必要であるなど建設コストや維持管理費用の増大が課題です。

寒冷地、道内での焼却施設とメタン発酵施設が一体となった施設の実績事例がなく、メタン発酵に適した生ごみの必要量の確保と寒冷地での安定稼働など地域の特殊性を十分考慮した中で検討する必要があります。

このような課題に対し、斜網地区のごみ成分につ

いて、季節変動や氷点化気温の影響を考慮した中で必要な熱利用率を満足するか調査する必要があります。

メタン発酵施設単体では、平成29年度の環境省委託業務による平取町での実証試験で、約2年間の調査で1トン当たり360キロワットの発電が可能であることが確認され、民設民営のバイオマスプラントや町営牧場への消化液利用など水平展開の検討・重要性が示されています。

斜網地区の中間処理施設は、令和10年度の供用開始を目指しており、調査・計画など事前準備に加え、設計・施工に約3年半を要する二つの中間処理施設一体型のメタンコンバインド方式の採用は、スケジュール的な課題が多いと考えています。

生ごみの処理対応は、1市4町の協議においても、脱炭素資源の再利用可能情勢にある中、ある程度早目に方向性を決めたいと考えており、単体式の生ごみメタン発酵処理施設での発電、メタン発酵残渣の堆肥化の調査、検討することとしています。

また、メタン発酵とする場合は、焼却とメタン発酵の二つの中間処理施設を持つこととなりますが、メタン発酵をすることで、焼却容量の小さい施設となるため、施設整備費が2倍になることはなく、数億円は多くなりますが、その分、可燃ごみと生ごみをまぜて収集でき、かなり高い割合で、可燃物と生ごみを選別できる機器の導入により、分別を減らし運営的には各市町の収集車両台数やコストが下がること、人が確保しづらい状況への対応に期待ができます。

以上のことから、1市4町では、焼却処理施設の整備を基本に、生ごみ処理対応の検討もしていくこととし、メタン発酵施設の整備による可能性を探る検討を早急に進め、令和10年度の供用開始に向けた様々な具体的な検討を令和5年にしていくこととしております。

次に、資料3号、広域処理と単独処理の比較についてを御覧ください。

1市4町の可燃ごみの推計からの焼却施設規模を試算し、施設整備に係る費用とランニングコストを単体広域で試算したものです。

上の表の、施設整備に係る費用の比較では、網走市単独で整備した場合46億800万円、広域で整備した場合は92億8,000万円となり、そのうち、網走市負担額、負担割合が42%の38億7,000万円。広域で整備した場合、7億3,800万円少なくなると見込ん

しております。

負担割合については、中間処理施設の供用開始を予定している令和10年度の1市4町の可燃ごみ量の推計割合としております。

年間で発生する費用となるランニングの比較では、網走市単独で整備した場合、施設の維持費、人件費、電気、燃料の用役費の合計で年間2億4,000万円と試算です。

広域で整備した場合は4億600万円となり、そのうち網走市の負担額は、負担割合42%として維持管理費が1億6,900万円。

その他、中間処理施設への運搬費用の増分として5,480万円となり、合計で2億2,380万円となります。単独処理と広域処理した場合の差は年間1,620万円。

広域処理のほうが少なくなると見込んでいます。

今後様々な検討により増減はありますが、現在のところこのような試算をしているところです。

説明は以上となります。

○松浦敏司委員長 ただいまの説明で、質疑ございませんか。

いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、この件については、そういうことでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

次に、議件4、斜網地区広域ごみ処理基本計画（案）に係るパブリックコメントの募集について説明を求めます。

○田中正幸生活環境課参事 資料4号、広域ごみ処理基本計画（案）の概要版について御説明いたします。

この広域ごみ処理基本計画は、現状の課題なども含めた大枠の計画であり、今後、1市4町で焼却処理の方式や施設整備費、維持管理費も含めた詳細な検討を進め、循環型社会形成推進地域計画やエネルギー回収型廃棄物処理施設基本計画といった詳細な計画をつくり上げていく基本となるものです。

1ページを御覧ください。

第1章、基本事項とごみ処理の現状・課題。

第1節、斜網地区広域ごみ処理基本計画策定の背景と目的です。

市町村は、廃棄物処理法に基づき、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行うため、当該市町村の区域内の一般廃棄

物処理に関する計画を定める必要があります。

将来にわたって廃棄物の持続可能な適正処理を確保するため、市町村単位のみならず広域圏での一般廃棄物の発生動向を見据え、廃棄物の広域的な処理や廃棄物処理施設の集約化を図るなど、必要な施設を計画的に整備することが求められています。

現在、網走市、美幌町、斜里町、小清水町、大空町の1市4町の斜網地区では、一般廃棄物の可燃ごみの処理について、焼却や高温高圧処理のほか、破碎・減容後に埋立て、さらには生ごみも含めて直接埋立するなど様々な方式で個別に処理を行っています。

本計画は、循環型社会の推進と持続可能なごみ処理を推進するため、ごみの発生抑制・再生利用の推進に伴う処理・処分等の計画のほか、将来のごみ処理体系に応じた施設整備等の検討を行います。

第2節、本計画の対象区域です。

対象地域は斜網地区の全域とし、令和2年度の環境省の一般廃棄物処理実態調査による地区の総人口は7万6,510人、ごみ総排出量は年間2万6,961トンです。

2ページを御覧ください。

第3節 対象廃棄物です。

対象とする廃棄物は、「廃棄物処理法」に基づく一般廃棄物とします。

第4節、計画の期間です。

計画期間は、令和5年度から令和14年度までの10年間で、令和9年度を中間目標年度とし、必要な見直しを検討します。

第5節、計画の位置づけです。

廃棄物処理法第6条第1項の規定により、「市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない」とされています。

一般廃棄物処理計画は、ごみの処理に関する部分と、生活排水の処理に関する部分で構成されます。

本計画は、このうち「ごみ処理」に係る「一般廃棄物処理基本計画」を策定するもので、そのうちの広域ごみ処理に関する最上位の計画になります。

5ページを御覧ください。

第6節、斜網地区におけるごみ処理・処分に関する現状と課題。

(1) 広域・連携に不足するごみ処理体制の改善です。

平成9年の「北海道ごみ処理の広域化計画」の策

定時に斜網地区は、旧常呂町と津別町、清里町を加えた9市町村による広域ブロックを構成していました。当時ブロック内に4つの焼却処理施設がありましたが、それぞれの自治体が単独で焼却後に埋立てまたは直接埋立てを実施していました。

その後、旧常呂町と津別町は北見ブロックへ移行し、斜網地区と清里町による1市5町においては、現在2つの焼却処理施設がありますが、いずれも運転と休止を繰り返すバッチ運転方式であり、環境面や維持管理などコスト面で不利な仕様となっています。

また、斜里町、清里町、小清水町による広域連携に向けた協議が進められましたが、現在は6市町でのそれぞれ単独での処理体制で、それぞれ資源化、焼却、固形燃料化等でごみの減量化を図っています。

(2) 最終処分に強く依存したごみ処理行政の脱却です。

北海道の旧広域化計画の策定時の平成8年と令和元年を比較すると、ごみの排出量は半減しており、再資源化量は約4倍となり、最終処分する埋立量は3分の1以下に減少しています。平成8年と平成12年の比較では、資源化量が約4倍となったことも特徴です。

また令和元年の資源化率は約27%と、全道平均の約23%を上回りますが、最終処分率が令和元年で約57%と高いことが課題となっています。

6ページを御覧ください。

(3) 広域による焼却施設の更新・新設の検討です。

北海道が策定した広域・集約化計画では、ごみ処理施設の更新期を稼働後25年以降と仮定し、当該更新期の直前5年間を「早期更新について検討する期間」とした場合、現状の斜網ブロックにある主要な中間処理施設の更新期の表のとおり整理しています。

斜網ブロックにおける2つの焼却処理施設は、清里町と大空町とが該当します。清里町の施設の更新期については令和17年度以降と今から約13年後と設定する一方で、大空町の施設については使用開始年度が昭和59年と39年目を迎えており、既に更新期となっています。

その他、斜網ブロックにおける施設更新の課題として、今後、早期検討期を迎える網走市の資源化施設など更新まで期間のある施設へと集約を進める必

要性が示されています。

令和4年度から概ね10年間の計画期間内の方針としては、焼却施設の更新・新設等を検討する場合は、単独での処理を前提とせず、複数主体の連携による全連続炉施設の設置を検討することが重要とされています。

7ページを御覧ください。

(4) ごみの排出抑制に関する課題です。

1人1日当たりの排出量について、一部の自治体では道平均を大きく下回ることで、さらに近年、増加傾向を示す自治体も複数見られることから、斜網地区の方向性として、ごみ排出量の抑制と減量化を徹底することが求められます。

また原単位が高い自治体では、リサイクル率が低くなる傾向が見られます。

各家庭からの排出時における資源物とその他のごみとの分別が100%達成に近づくことができるよう、ごみの収集ルールをいかに周知徹底するかが課題です。

(5) 中間処理に関する課題。

①スケールメリットの発言を視野に入れた施設の広域化・集約化です。

斜網地区における各市町の中間処理について、可燃ごみの処理では、焼却や高温高压のほか、破碎・減容後に埋立、さらには生ごみも含めて直接埋立するなど様々な方式で個別処理しています。

廃棄物の資源回収率の高い自治体では、1人当り年間処理経費が高くなる傾向も見られることから、スケールメリットによるコスト抑制など効果的な施設整備に向けて、規模の適正化並びに広域化と集約化を検討する必要があります。

②処理生成物の受入れ・利用先の確保です。

ごみの固形燃料化や生ごみの堆肥化といった地区内の中間処理施設では、資源化した生成物や生ごみ堆肥の受入れ先が無いといった問題が見られます。

特に固形燃料については、廃棄物由来の塩素が混入しているため一般ボイラーでも利用が困難であり、現在は遠方の民間施設への売却、それから処理委託を行っている状況です。

広域化・集約化による中間処理の実施により大量の生成物の確保が期待できる一方、品質の安定化と受入可能な利用先をいかに確保していくかが課題です。

③広域化を視野に入れた大空町焼却処理施設の建替え・新設です。

中間処理施設に関する課題として、斜網地区で唯一稼働している大空町の焼却処理施設は供用開始から39年目を迎え、広域・集約化計画で既に更新期と設定されているところです。

大空町の焼却施設は、環境や維持管理などコスト面で不利なバッチ運転の仕様です。建替え・新設の際は、広域化・集約化による可燃ごみ処理量の確保など全連続炉施設の設置に向けた検討が求められるところです。

8ページを御覧ください。

④生ごみに関する新たなエネルギー利用の検討です。

斜網地区では、美幌町を除く1市3町で生ごみの堆肥化処理を実施しており、供給先の問題や維持管理における人員不足のほか、汚水の処理が極めて困難であるなど、ハード・ソフトの両面で様々な問題がみられます。

また大空町における生ごみの堆肥化に関しては、津別町に生ごみを運搬し、処理を委託している状況です。

以上の問題・課題を踏まえ、生ごみの処理方法については引き続き検討を進めます。

今後、広域による生ごみの焼却処理のほか、メタン発酵で得られたバイオガスをエネルギーとして利用するなど、新たな利用と併せて検討することが望まれます。

⑤広域・連携による資源物の分別収集の検討です。

斜網地区の全ての自治体では、ガラスびん、ペットボトル、プラスチック製容器包装について、容器包装リサイクル協会を通じて再商品化を実施しています。

既存のリサイクル施設は、各市町で施設を整備し、個別のリサイクル体系を構築している状況です。

施設の供用開始から25年以上と古いものから、平成29年度と比較的新しいものもあり、将来、更新する際には、広域化・集約化による一体的なリサイクル体系の実現などを検討することが望まれます。

また、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行により、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集、再商品化について、網走市では進める必要があります。網走市以外の4町では進めるよう努めなければなりません。

1市4町においては、広域・連携により斜網地区

が一体となった分別収集並びに再商品化のルートの確立を目指す必要があります。

(6) 最終処分に関する課題です。

斜網地区における廃棄物の最終処分量の割合を見ると、網走市63.6%、美幌町84.0%、小清水町64.5%と北海道の平均値16.5%を大きく上回り、また可燃ごみを焼却処理している大空町についても36.4%と平均値を上回るなど、埋立処分に依存した地域であることを伺えます。

一般廃棄物最終処分場の残余年数の確保については、国の基本方針における地方公共団体の役割の一つとして数値目標とともに示されています。

また、斜網地区と清里町を含む斜網ブロックで最終処分率が高いことは、北海道の広域・集約化計画でも課題として示されており、ごみ排出量の抑制と地域に適した中間処理による資源化の推進及び埋立ごみの減量化・減容化が強く望まれます。

美幌町では令和6年度、小清水町では令和7年度に既存の処分場が満杯になると予測されており、この2町では新たな一般廃棄物最終処分場の整備・検討を進めています。

今後、令和9年度以降、網走市、大空町、そして斜里町は、処分場が満杯になるということが見込まれるため、新たな整備計画のほか、先行して整備する2町との広域利用の可能性などを検討することが求められます。

10ページを御覧ください。

計画の基本方針を記載しています。

(1) 発生抑制と再使用の推進です。

家庭ごみや観光地も含む町全体のごみ発生を抑制するよう、リデュース、リユース、リサイクルに加え、『不要なものを買わない・リフューズ』を含む4R運動に住民・事業者・行政が一体となって取り組みます。

(2) 焼却処理施設の建替え・広域による新設整備です。

焼却処理施設は、広域による新設整備に向け検討を進めるものとします。

集約化により可燃ごみ量を確保することで環境への配慮や維持管理などコスト面で有利な仕様とします。

(3) 地域特性を踏まえた廃棄物エネルギーの利用です。

施設設備に当たっては、国の基本的な方向である「廃棄物のエネルギー源としての有効利用」を推進

します。

ごみの固形燃料化は、受入先の問題や遠方での処理による運搬コスト等の課題により困難です。

生ごみの堆肥化についても、課題である「新たなエネルギー利用への転換」を見据えた中で、地域性を十分考慮した廃棄物エネルギーの利用を進めます。

(4) 最終処分場における残余容量と年数の確保です。

施設の新設整備並びに廃棄物エネルギーの利用を斜網地区の各市町が一体的に進め、発生抑制や適正な循環的利用を行ってもなお廃棄物として排出されるごみについては、破碎等の処理・減容化を条件とした埋立処分を行うことで、斜網地区の課題である最終処分に強く依存したごみ処理からの脱却と、一般廃棄物最終処分場の残余容量と年数の確保を目指します。

新しく整備される最終処分場については、広域処理施設で発生する焼却灰や災害廃棄物の処分など広域連携による利用の可能性を検討します。

(5) 製品プラなど新たな分別収集・処理への対応です。

製品プラなど、将来において求められる新たな分別収集の枠組みについては、斜網地区における共通の課題とし、広域連携による処理・方向性を検討します。

広域連携に向けたごみの種類及び分別の区分について、12ページと13ページに網走市の新たなごみ処理フローを記載しています。

①可燃ごみの分別の実施です。

現在埋立ごみの区分に含まれる、皮革、ゴム類、マスク、タバコの吸い殻、スポンジ、布巾、雑巾、ゴム手袋といったもの、それから、生ごみの区分に含まれるティッシュ、割り箸、竹串、貝、草木、枝、使用済み紙おむつ類として収集している紙おむつ、生理用品、ペットシーツ、猫砂が可燃ごみとして分別収集するごみになります。その他広域で焼却処理する対象物として、生ごみの堆肥化処理後の残渣や粗大ごみの破碎処理で分別する焼却可能な可燃物とします。

②製品プラ類の分別の実施です。

プラスチック資源循環法が施行され、本市では製品プラスチックの分別収集、再商品化を進める必要があります。

現在は埋立ごみに含まれる製品プラを新たに分

別・収集し、既に資源物として収集しているガラスびん、ペットボトル、プラスチック製容器包装と共に、容器包装リサイクル協会での再資源化を検討します。

23ページを御覧ください。

広域による中間処理計画です。

(1) 広域焼却処理施設の建設候補地です。

建設候補地は大空町一般廃棄物焼却処理施設近隣を検討し、可否について調査をしているところで

す。建設においては、環境影響評価を実施し、環境に十分配慮した施設整備を行うものとします。

(2) 整備目標時期です。

斜網地区では令和10年度までに美幌町、小清水町、そして網走市、大空町、斜里町も最終処分場が満杯になると予測される等、残余年数が逼迫した状況です。

焼却処理による可燃ごみの減容化を早期に実現するよう、令和10年度の供用開始を目指すものとし、斜網地区における一般廃棄物最終処分場の残余容量と年数を確保します。

25ページを御覧ください。

(3) 計画可燃ごみ量の設定です。

焼却処理施設の供用開始を目指す令和10年度の計画可燃ごみ量は表のとおりで、年間1万4,453トン

を焼却処理規模の検討の条件として設定します。

(4) 可燃ごみに関する今後の方針。

①生ごみへの対応です。

可燃ごみとして焼却処理する方向性に対し、メタン発酵で得られたバイオガスをエネルギーとして利用するなど、新たなエネルギー利用の可能性を併せて検討します。

②製品プラへの対応です。

製品プラについて、今後、網走市では分別収集し再利用する一方、他4町では可燃ごみとして焼却処理するかどうかを検討しているところです。

網走市が進める製品プラの分別収集及び再商品化のルートの確立について、広域処理を視野に入れた積極的な4町の参加などの検討を進めます。

③特殊な一般廃棄物への対応です。

特殊な一般廃棄物としてエゾシカ等の有害鳥獣、廃棄農産物、在宅医療廃棄物である包帯やガーゼ、実験動物の死体などがあり、広域処理の対象とするか今後検討を進めます。

26ページを御覧ください。

(5) 焼却処理施設の焼却処理規模の設定です。

令和10年度の計画可燃ごみ量、年間1万4,453トンを踏まえ、焼却処理施設の規模を設定します。

施設規模は、日平均可燃ごみ処理量と実稼働率で算出されますが、全連続式運転、または間欠運転方式の採用により実稼働率は異なります。

24時間全連続運転、それから日曜日を休日とした間欠運転、土日を休日とした間欠運転を3パターンで算出し、最大値である土日を休日とした間欠運転方式、日58トンを施設規模として設定します。

(6) エネルギー利用に関する検討です。

①エネルギー回収率の確保。

施設整備に当たっては、環境省のエネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアルに基づく循環型社会形成推進交付金の活用を視野に入れたエネルギー回収率を確保することを基本とします。

今回計画する日58トンの施設規模に対する交付要件は、エネルギー回収率11.5%であり、斜網地区によっては地理的・社会的に不利な豪雪地域として10.0%を満たす必要があります。

焼却処理方式・仕様の検討に当たっては、コスト面に留意し、可能な範囲でこの改修率の達成を目指します。

②新たな技術の活用・検討です。

現状の技術では日70トン程度未満の小規模施設においては、発電設備そのものを設置することが困難な場合が多く、小規模施設においては無理な計画とならないよう十分な検討が必要です。

今後の動向として、生ごみのメタン発酵によるエネルギー利用や、小規模施設も発電可能な新技術の開発に着目し、循環共生型の地域社会の構築に資するエネルギー利用について引き続き検討します。

(7) 概算工事費の設定です。

施設の概算工事費は、当該規模日58トンに対し、実績や実勢価格を参考にトン当たり単価1億6,000万円を反映した結果、92億8,000万円となります。

工事費については今後、コスト圧縮を視野に入れた中で、広域焼却処理施設に関する具体的な条件や仕様などの内容を検討し、精査をしていきます。

27ページをご覧ください。

(8) 工程計画の設定です。

整備・工程については、令和5年度循環型社会形成推進地域計画の策定、令和6年度環境を整備するアセスメント等の実施、令和7年度施設の基本設計設置届出書の提出、令和8年度から令和9年度施設

の建設工事で、令和10年度の供用開始となっております。

広域ごみ処理基本計画案については、今後計画に関する説明会についても計画をしております。

また、この計画案について、より多くの市民の皆様から意見を頂くため、パブリックコメントを実施します。募集期間は、令和5年2月22日から令和5年3月23日までの30日間。意見書を提出することができる方は、網走市に在住の方、網走市に事務所や事業所を持つ個人方針及び団体、意見書の提出方法は持参、郵送、ファクス、Eメールのほか、網走市公式サイト上の回答フォームから提出することができます。電話による口頭で御意見は受け付けませんこととしております。

閲覧場所は市役所のほか、エコーセンター、市内各コミュニティセンター、市内各住民センター、網走中央地区総合研修センター、網走市農村環境改善センター、網走市総合福祉センター、ソレイユ網走、網走市地域子育て支援センターどんぐり、網走市公式サイトに掲載をいたします。

意見の取扱いについて、寄せられた意見は氏名、連絡先を除き、公表する場合があります。寄せられた意見を個別の回答はしない。意見書に明記された個人情報、本件以外の目的には使用しないこととします。

説明は以上となります。

○松浦敏司委員長 ただいまの説明で質疑などございますか。

○金兵智則委員 大変詳しい御説明を頂いたというふうに思いますので、今日初めて見せてもらったので僕らもこれについて云々ということは、パブリックコメントで対応すればいいのかなというふうに思いますけれども、ちょっと1点だけお伺いしたいのですけれども、29ページで網走市の最終処分場は、令和10年度に満杯になるよというふうに明記がされているのですけれども、これ、さっきの話だと80%に設定したら令和12年度という説明だったんじゃないかと思ったのですけれども、これは焼却がスタートするから令和12年度ということなのか、しなければ令和12年なのか、ここについてだけちょっと教えていただきたいと思います。

○松浦敏司委員長 どなたが答弁しますか。

暫時休憩します。

午後2時25分休憩

午後2時27分再開

○松浦敏司委員長 再開いたします。

金兵委員の質疑に対する答弁から。

○田中正幸生活環境課参事 今御指摘のあった29ページ、表の2. 5. 4のですね、満杯となる年度なのですが、これについてはですね、令和12年度の誤りです。

すいません。

おわびして訂正いたします。

○金兵智則委員 そうしたら、訂正した上でパブコメをもらうという形になるのですかね。

○田中正幸生活環境課参事 こちらもですね、計画(案)のほうを訂正した上で、パブリックコメントの意見を頂くこととなります。

○金兵智則委員 ほかの部分ちょっと事細かく見ていないのであれですけれども、一つミスがあったらほかにもある可能性があるのも、パブリックコメントでも明日から、明後日からでしたっけ。もうすぐ始めるってさっき説明がありましたので、それって大丈夫なものなんですか。これは網走市部のパブコメの期間なんだと思うんですけれども、その辺は大丈夫ですか。

○田中正幸生活環境課参事 明日からですね、パブリックコメントを予定しておりますけれども、この内容についてはすぐ、至急直してですね、実施したいと思います。

○金兵智則委員 見つかった部分はもちろん直して出してもらいたいのですけれども、ほかになればいいなと思いますけれども、ない可能性も、僕らも一つ一つ全部確認できるわけではないので出す前には一通り一回確認してから、やっていただかないとパブコメをもらったけれども、数値が違いましたという話にはならないと思うので、そこだけお願いしたいと思いますが大丈夫ですか。

○田中正幸生活環境課参事 そのように修正し、実施しますので大丈夫です。

○松浦敏司委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、これをもちまして文教民生委員会を終了いたします。

御苦労さまでした。

午後2時29分閉会